

広島県告示第千三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和五年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市焼山町字新入一〇七二四の三一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため